

第4次福井市地域福祉計画 概要版

(福祉保健部 地域福祉課)

1 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条の趣旨を踏まえつつ、本市の最上位計画「第八次福井市総合計画」に掲げる政策「市民の健康を守り、誰もが夢や生きがいを持って安心して暮らせるまちをつくる」ことを目指し、市民や関連団体等との協働により、本市の地域福祉の推進を図ります。

また、本計画は本市の他の福祉分野に関する計画の上位計画として位置付け、市社協の第4次福井市地域福祉活動計画とともに取組を進めます。

本計画中に【重層】と記載がある重層的支援体制整備事業の取組は、事業の基本方針を示しており、それに基づき重層的支援体制整備事業計画を別に定めます。

なお、「再犯の防止等の推進に関する法律」(平成28年12月施行)に基づき策定する「福井市再犯防止推進計画」は、本計画に含まれています。

○社会福祉法第107条(市町村地域福祉計画)

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

※第2項及び第3項は割愛

2 計画期間

令和4年(2022年)4月から令和9年(2027年)3月までの5年間

3 基本理念

本計画では、第3次福井市地域福祉計画の基本的な理念を踏まえた上で、福祉行政を取り巻く環境の変化に対応するため、以下の基本理念の実現に向けた施策を推進します。

<基本理念>

つながり ともにささえあい 築き上げる 共生のまち

人々の暮らしや社会構造、福祉行政を取り巻く環境の変化を踏まえ、人々が様々な「地域生活課題」を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らし、生きがい、地域を、ともに築き上げていくことができる、「地域共生社会」の実現を目指します。

そのために、市は、地域住民をはじめ、地域団体や福祉サービス事業者、社会福祉協議会等と連携・協働して、それぞれの力を出し合い、共にささえあい生きていくまちをつくっていきます。

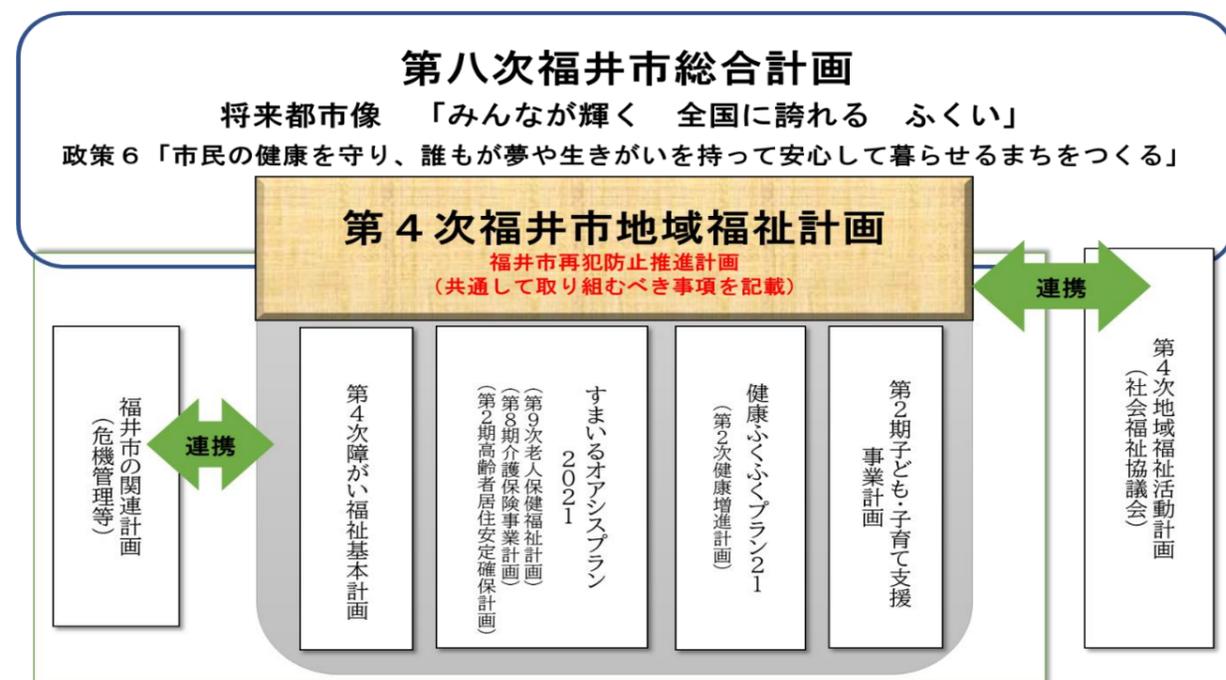
4 施策の方向

基本理念の考え方にに基づき、「地域でささえあう仕組みをつくる」、「包括的に相談を受け止め支援する仕組みをつくる」の2つの基本目標を掲げ、5つの施策の方向に沿って様々な施策に取り組めます。

基本目標1 地域でささえあう仕組みをつくる

施策の方向1 福祉に対する意識の向上

地域に存在する貧困や孤立、虐待など、多様な福祉的課題に対して、地域住民や企業等が理解と関心を持つよう働きかけるとともに、自らが地域課題を「我が事」として捉えて解決に向けて行動できるよう、福祉に対する意識の向上を図ります。



施策の方向2 地域の担い手育成とネットワークの強化

少子高齢化により、地域で活動の中心となって地域を支える人が少なくなっています。活力ある持続可能な地域を維持するために、若年層をはじめとした新たな担い手の発掘・育成を進めるとともに、地域で活動する団体間の連携を強化します。

また、地域住民が気軽に集う場の整備やボランティア活動などへの参加の促進など、多様なつながりづくりへの支援を進めます。

施策の方向3 地域で安心して暮らせる体制の強化

地域では、子どもから高齢者、障がい者など、様々な人が暮らしており、日頃から、何らかの支援を必要としている人は少なくありません。日頃から周囲の人がそうした人々を気に掛け見守ることが重要であり、災害時においても安全に避難できるよう、支援体制の強化を進めます。

基本目標2 包括的に相談を受け止め支援する仕組みをつくる

関係機関等との協働により、いかなる相談も受け止める体制を整えるとともに、必要な方へ適切に福祉サービスを届けることができる仕組みづくりを目指します。

施策の方向4 複雑化・複合化した福祉ニーズへの対応の拡充

「8050問題」など、制度や分野を超えた福祉ニーズに対して、包括的に相談を受け止める「(仮称)福祉総合相談窓口」を設置するとともに、高齢者や障がい者、子ども、生活困窮者に対する各分野の相談支援体制の拡充を進めます。

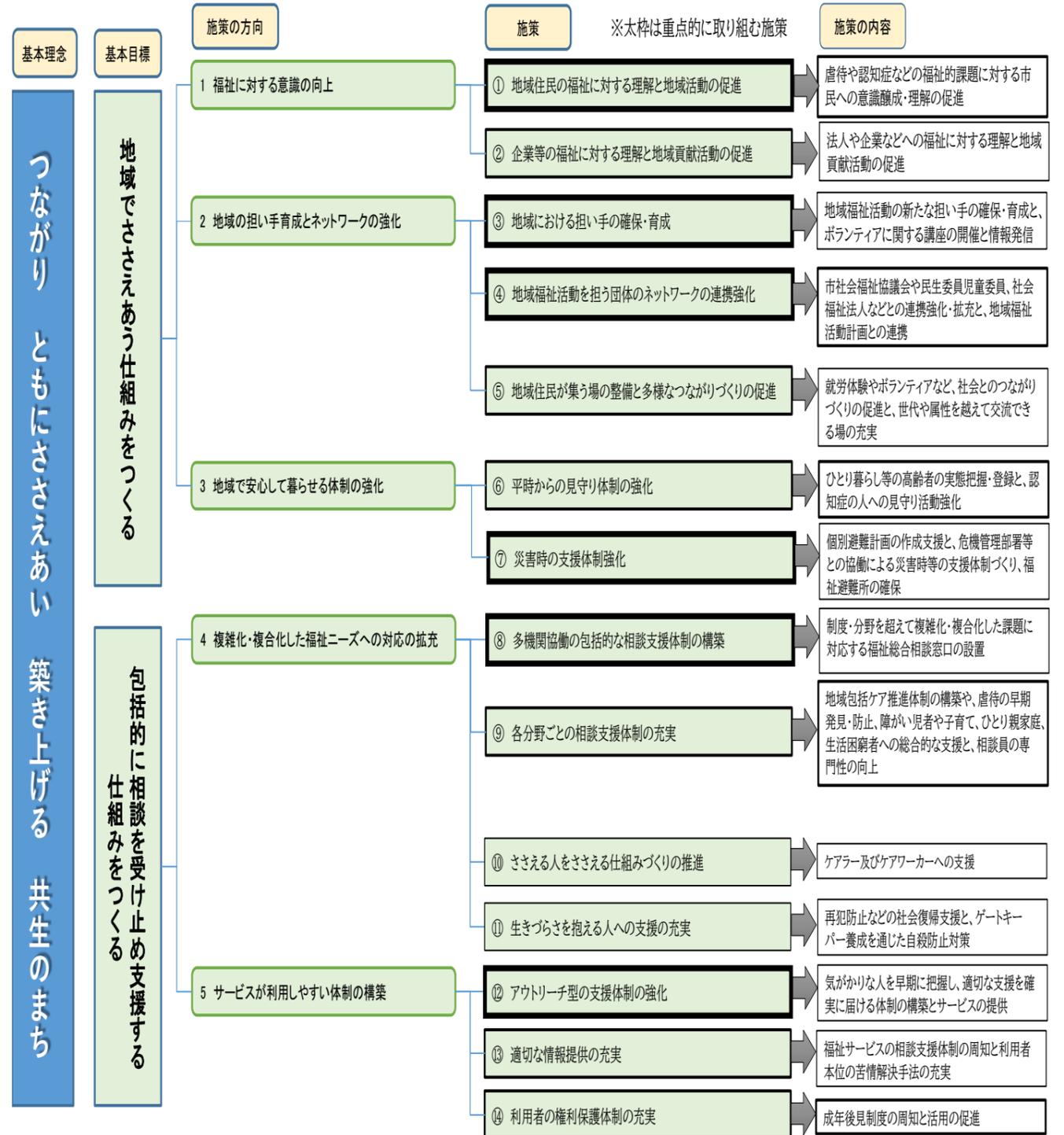
また、ケアマネジャーなどの福祉従事者の専門性向上を図るとともに、ケアする人をささえる仕組みづくりや、自殺対策など生きづらさを抱える人への支援の充実を図ります。

施策の方向5 サービスが利用しやすい体制の構築

支援を必要としている人へ、着実に福祉サービスを届けることができるよう、情報提供を充実させるとともに、アウトリーチ型の継続的な伴走支援を実施して、サービスが利用しやすい体制の構築を進めます。

また、成年後見制度の利用支援を行い、利用者の権利保護体制の充実を進めます。

5 計画の体系



6 施策の展開

施策の方向Ⅰ「福祉に対する意識の向上」

個別施策1【重点】地域住民の福祉に対する理解と地域活動の促進

- ①福祉に対する意識醸成と理解の促進
- ②虐待の防止に関する理解の促進
- ③障がいや認知症などに関する理解の促進

個別施策2 企業等の福祉に対する理解と地域貢献活動の促進

- ①福祉に対する法人や企業などへの理解と地域貢献活動の促進

施策の方向Ⅱ「地域の担い手育成とネットワークの強化」

個別施策3【重点】地域における担い手の確保・育成

- ①地域福祉活動の担い手の確保・育成と活動の周知
- ②ボランティアに関する講座の開催と情報発信・活動支援
- ③児童の見守り・学習支援と地域の子育て支援等を担う人材の確保・育成

個別施策4【重点】地域福祉活動を担う団体のネットワークの連携強化

- ①地域福祉活動を担う団体等のネットワークの連携強化・拡充
- ②地域福祉活動計画との連携

個別施策5 地域住民が集う場の整備と多様なつながりづくりの促進

- ①社会とのつながりづくり
- ②交流の場の充実

施策の方向Ⅲ「地域で安心して暮らせる体制の強化」

個別施策6 平時からの見守り体制の強化

- ①ひとり暮らし等の高齢者の実態把握・登録と認知症の人への見守り活動の強化
- ②子どもや高齢者の生活の安全を守る取組の推進

個別施策7【重点】災害時の支援体制強化

- ①個別避難計画の作成支援等と災害時等の支援体制づくり
- ②福祉避難所の確保と適切な運営体制の構築

施策の方向Ⅴ「サービスが利用しやすい体制の構築」

個別施策12【重点】アウトリーチ型の支援体制の強化

- ①気がかりな人を早期発見し適切な支援を確実に届ける体制の構築とサービスの提供

個別施策13 適切な情報提供の充実

- ①新しい総合相談窓口の周知
- ②障がい児者や高齢者、子育てに関する相談支援体制の周知
- ③利用者本位の苦情解決手法の充実

個別施策14 利用者の権利保護体制の充実

- ①成年後見制度の周知と活用の促進

施策の方向Ⅳ「複雑化・複合化した福祉ニーズへの対応の拡充」

個別施策8【重点】多機関協働の包括的な相談支援体制の構築

- ①包括的な相談支援体制の推進

個別施策9 各分野ごとの相談支援体制の充実

- ①地域包括ケア推進体制の構築
- ②虐待の早期発見・防止
- ③障がい児者の地域生活の支援と質の高いサービスの提供
- ④子育てやひとり親家庭への総合的な支援
- ⑤生活困窮者等への支援
- ⑥相談員の専門性向上

個別施策10 ささえる人をささえる仕組みづくりの推進

- ①ケアラーへの支援
- ②ケアワーカーへの支援

個別施策11 生きづらさを抱える人への支援の充実

- ①再犯防止推進計画に基づく社会復帰支援
- ②自殺対策計画に基づく施策の推進

主な成果指標(KPI)

個別施策	取組	指標	基準	目標
施策1【重点】	障がいや認知症などに関する理解の促進	心のバリアフリー教室の開催数	5校以上	5校以上
施策3【重点】	地域福祉活動の担い手の確保・育成と活動の周知	民生委員が地域福祉活動や自主事業に参加した件数	18,835件	23,500件
施策8【重点】	包括的な相談支援体制の推進	庁外支援機関との連携件数	1,029件	1,400件